

## 被災者生活・生業再建支援チームの開催について（案）

令和〇年〇月〇日  
内閣総理大臣決裁

- 1 （発生した気象現象名や大規模災害名）による被災者の生活や生業の支援を迅速・円滑に実施するため、被災者生活・生業再建支援チーム（以下「チーム」という。）を開催する。
- 2 チームの構成は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

チーム長	内閣官房副長官（事務）
副チーム長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
	内閣危機管理監
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）
	内閣府事務次官
構成員	内閣広報官
	警察庁長官
	金融庁長官
	消費者庁長官
	復興庁事務次官
	総務事務次官
	法務事務次官
	外務事務次官
	財務事務次官
	文部科学事務次官
	厚生労働事務次官
	農林水産事務次官
	経済産業事務次官

国土交通事務次官  
環境事務次官  
防衛事務次官

- 3 チームの庶務は、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。